

# 特定非営利活動法人 東京ダルク 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 東京ダルク という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都荒川区東日暮里3丁目10番6号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、薬物依存症に関する身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによってその回復と自立を支援し、薬物依存症に関する調査研究・予防啓発も行うことにより、我が国の保健又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条別表に基づく事業として次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (3) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (4) 薬物依存症等に関する調査研究・予防啓発事業
- (5) 薬物依存症者の社会復帰促進事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を援助する個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 この法人の会員になろうとするものは、代表理事が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、代表理事に提出するものとする。
- 3 代表は、前項の入会申し込みがあったときは、正当な理由が無い限り入会を認め、通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体が解散または破産したとき。又は本人が死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号に該当する行為があった場合、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を経て議決し除名することができる。

- (1) 法または、この法人の定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を毀損し、または目的に反する行為を為したとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、あらかじめ当該会員に通知するとともに、議決を行う総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第12条 すでに納入した会費は会員資格を喪失しても返還しない。

## 第4章 役員

(役員)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10人以内
  - (2) 監事 1名以上2人以内
- 2 理事のうち1名を代表理事、1名以上2名以内を専務理事とする。

(役員を選出)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 代表理事、専務理事は理事の互選により選出される。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
- 4 法20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総

数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(役員職務)

第15条 役員はこの法人の事業を運営するために、以下のような職務を行う。

- 2 代表理事はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 専務理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
  - (1) 役員職務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の業務及び、会計を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実を発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 役員職務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。
- 3 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前項の規定に関わらず、前任者又は他の現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員補充)

第17条 役員定数の3分の1以上の欠員が出た場合は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により、解任することができる。

- (1) 職務の遂行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の会議は総会及び理事会とする。  
2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第21条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は次の事項を議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 事業報告及び決算
  - (4) 会費の額
  - (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
  - (6) 解散における残余財産の帰属
  - (7) 会員の除名
  - (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。  
2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を示して招集の請求があった場合。
  - (3) 第15条5項4号の規定により、監事から招集があった場合。

(総会の招集)

- 第24条 総会は前条2項3号の場合を除き、代表理事が招集する。  
2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面を、開催日の5日前までに発して行わなければならない。  
3 前条2項の規定による請求があったときは、代表理事は速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第26条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

- 第27条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって可決し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- 2 総会における議決事項は、第24条2項又は3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
  - 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について議決権を行使することができない。
  - 4 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の

社員総会の決議があったものとみなす。

5 団体会員は代表者1名が議決権を有するものとする。

(総会の書面表決権)

第28条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条の規定の適用について出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 議長は、総会の議事について次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条5項5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面及びEメール、ファックス等をもって少なくとも5日前までに招集通知を発信しなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事の指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席理事の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会においては、第33条3項の規定によりあらかじめ通知された事項のみ議決することができる。ただし、議決が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する理事は、当該事項について、表決権を行使することができない。

(理事会の書面表決権等)

第36条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 議長は、理事会の議事の経過及びその結果について議事録を作成し、議長及び出席した理事のうちから2名を選任し、議事録署名人として議事録に記名押印又は署名し、これを保存しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第40条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度開始前に代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 この法人の決算に余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第48条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項については定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項の1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。
- 3 1項2号の規定に基づき、解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の設定)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社会福祉法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(合併)

第52条 この法人は、正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第10章 事務局

(事務局とその職員)

第54条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。  
2 事務局は所要の職員をおき、代表理事の指揮下に置かれる。

## 第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条1項の規定に関わらず、この法人の設立の日から平成20年の通常総会までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定に関わらず、法人成立の日から平成20年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 設立当初の会費は本定款第8条の定めに関わらず、正会員は年間10,000円とし、賛助会員は年間一口3,000円(一口以上)とする。

附則 この定款は、平成23年12月19日から施行する。

附則 この定款は、平成25年10月11日から施行する。

附則 この定款は、平成26年9月16日から施行する。

附則 この定款は、平成30年5月19日から施行する。

#### 別表

##### 設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	森野 嘉郎
専務理事①	幸田 実
専務理事②	森田 邦雅
理事	梅野 充
理事	高澤 和彦
理事	平井 秀幸
理事	遠藤 恵子
監事	阿部 幸枝